

令和7年

11月号

広報たしろ

鳥栖警察署

0942-83-2131

田代交番

作成者 内村 開



児童虐待防止対策の推進

～11月は【児童虐待防止推進月間】です～

児童虐待は、子供の発育に大きな影響を与える重大な問題で、家庭内で起こることから潜在化しやすく、発見が遅れた場合、重大な結果を生じさせることになりかねないという特徴があります。



○ 児童虐待とは

- 1 身体的虐待～児童に暴行を加えること。
- 2 性的虐待～児童にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせること。
- 3 ネグレクト（拒否・怠慢）～児童の健康、安全への配慮を怠ったり、育児を放棄することや、同居人等が行う虐待を放置すること。
- 4 心理的虐待～児童に対し著しい暴言や拒絶的な対応をしたり、児童の前で配偶者に対し暴力を振るうこと（面前DV）。



「虐待かも!？」と思ったら、
児童相談所全国共通ダイヤル
☎189(いちはやく)番へ

ネットには危険がいっぱい!

◆ 自分の身を守るために

- ・ 下着姿や裸の写真は撮らない、送らない
- ・ 個人を特定される情報を掲載しない
- ・ 出会いを求める内容の書き込みをしない
- ・ SNSで知り合った相手とは会わない

◆ 子供を性被害から守るために

子どもを性被害から守るためには、保護者が子供のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）が大切です

- 子供が利用するスマートフォンなどの機器に、年齢や利用状況に応じた「**フィルタリング**」を設定
- 保護者が同意したアプリやソフトに限り利用できるように**機能制限**を行う
- インターネットやSNS利用について**家庭のルール**を決める

捜査に御協力をお願いします!

これまで、皆様からの御協力を得て、たくさんの指名手配被疑者を検挙することができました。

しかし、全国では、いまだに多くの指名手配中の被疑者が逃走中です。

一日でも早く逮捕して事件を解決するため、引き続き県民の皆様、情報提供等の御協力をお願いします。

- ・ 「おかしいな?」と思ったら迷わず110番通報を!
- ・ 聞き込み捜査に御協力をお願いします
- ・ 「警察庁指名手配」の確認方法について

スマートフォンやパソコン等で指名手配中の被疑者の顔や特徴を確認することができます。

警察庁ホームページ

⇒ **指名手配** **検索** or



女性に対する暴力対策の推進

令和7年11月12日（水）～11月25日（火）は

「**女性に対する暴力をなくす運動**」週間です!

この運動は、毎年11月12日から同月25日まで全国一斉に実施され、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等の女性に対する暴力の問題への取組を一層強化する週間です。

～ 一人で悩まず、まずは相談しましょう! ～

DV相談受付窓口

- 配偶者暴力相談支援センター
 - ・ 佐賀女性相談支援センター ☎ 0952-26-1212
 - ・ 佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」 ☎ 0952-26-0018
- 佐賀県警察本部・各警察署・交番・駐在所

